

消火器の破裂事故に係る注意喚起

先般、兵庫県姫路市において火災の際に使用した点検未実施の消火器（1989年製造）が破裂し、初期消火を行っていた従業員が負傷する事故が発生しました。

また、昨年、愛知県名古屋市においても、初期消火を行っていた従業員が負傷する事故が発生しています。

消防法の規定では、消火器のうち、製造から10年が経過したもの又は本体容器に腐食等が認められたものについては、耐圧性能に関する点検を実施することとされています。

点検を実施していない場合は、火災時にその機能が有効に発揮できないおそれがあることはもとより、破裂等重大な事故につながるおそれが高くなります。

このことから、法令に基づき定期的に点検を実施してください。

消火器使用時の事故等を防止するため、「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成22年総務省令第111号）により消火器についての適応火災及び使用方法等に係る表示が変更されました。

これにより、設置が義務付けられた消火器で、規格に適合しない消火器（平成23年1月1日より前に製造された消火器等）については、令和3年12月31日までの間に、新しい規格に適合した消火器に交換する必要があります。

参考

[一般財団法人 日本消火器工業会 消火器交換リーフレット](#)

消火器についての問い合わせ先

吉川松伏消防組合消防本部予防課

TEL 048-982-3919